

○筑波大学附属学校授業料の免除及び徴収猶予規程

〔平成17年3月24日〕
附属学校教育局規程第3号

改正 平成19年附属学校教育局規程第4号
平成20年附属学校教育局規程第6号
平成22年附属学校教育局規程第2号
平成23年附属学校教育局規程第5号

筑波大学附属学校授業料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この附属学校教育局規程は、筑波大学附属学校校則（平成16年法人規則第14号。以下「校則」という。）第17条及び第18条並びに筑波大学附属学校専攻科規程（平成17年附属学校教育局規程第1号。以下「専攻科規程」という。）第21条及び第22条に規定する授業料（附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚部」という。）にあっては、保育料。以下同じ。）の免除並びに校則第19条及び専攻科規程第23条に規定する授業料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(校則第18条第3号等の附属学校教育局規程で定めるとき)

第2条 校則第18条第3号及び専攻科規程第22条第3号の附属学校教育局規程で定めるときは、次のとおりとする。

(1) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者（幼稚部にあっては、新入園者。以下同じ。）に対する入学（幼稚部にあっては、入園。以下同じ。）した日の属する期分の免除に係る場合は、授業料の納付の時期前1年以内）において、幼児又は生徒（以下「生徒等」という。）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が真にやむを得ない事由により失職し、著しく経済的に困難をきたしているとき。ただし、学資負担者の失職の事由が長期療養のためであるときは、その時期が授業料の納付の時期前6月以内（新入学者に係るものにあつては、1年以内）であることを要しない。

(2) その他特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしているとき。

2 校則第19条第4号及び専攻科規程第23条第4号の附属学校教育局規程で定めるときは、学資負担者の失職等やむを得ない事情があり、納付期限までに納付が困難であると認められるときとする。

(申請)

第3条 校則第18条第1号又は専攻科規程第22条第1号の規定により授業料の免除を受けようとする生徒等は、各期ごとの授業料納付期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料免除等申請書
 - (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる生徒等又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書
 - (3) その他附属学校教育局教育長が必要と認めるもの
- 2 校則第18条第2号若しくは第3号又は専攻科規程第22条第2号若しくは第3号の規定により免除を受けようとする生徒等は、各期ごとの納付期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 授業料免除等申請書
 - (2) 災害による納付困難な事情を認定するに足りる生徒等又は学資負担者の居住地の市区町村長等の証明書
 - (3) その他附属学校教育局教育長が必要と認めるもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、附属学校教育局教育長が特に必要と認める場合は、授業料納付後であっても免除の申請を行うことができるものとする。

第4条 校則第19条又は専攻科規程第23条の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする生徒等（校則第19条第2号又は専攻科規程第23条第2号に該当する場合にあっては、その保証人）は、各期ごとの授業料納付期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料免除等申請書
- (2) その他附属学校教育局教育長が必要と認めるもの

第5条 附属学校教育局教育長は、特別な事情があると認められるときは、授業料の月割分納を許可することができる。

- 2 前項の規定により月割分納の許可を受けようとする生徒等は、各期ごとの授業料納付期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 授業料免除等申請書
 - (2) その他附属学校教育局教育長が必要と認めるもの

第6条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の申請は、生徒等が所属する附属学校の校長を経て、附属学校教育局教育長に行うものとする。ただし、第12条から第15条までに規定する場合は、申請を必要としない。

（許可）

第7条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可は、附属学校教育審議会の議に基づき、附属学校教育局教育長が行う。

（許可の取消し）

第8条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納が許可された生徒等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属学校教育局教育長は、附属学校教育審議会の議を経て、その許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の理由が消滅したとき
- (2) 申請に関して虚偽の事実が判明したとき
- (3) 許可された期間内に懲戒を受けたとき

2 前項の規定により授業料の免除の許可が取り消された生徒等は、遅滞なく、次の各号に規定する授業料を納付しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第3号の規定による場合 取消しの日の属する月から当該期の最後の日までの月割計算により算定した額
- (2) 前項第2号の規定による場合 免除された額

3 第1項の規定により授業料の徴収猶予又は月割分納の許可が取り消された生徒等は、遅滞なく、未納の授業料の全額を納付しなければならない。

(免除実施可能額)

第9条 授業料の免除の実施可能額は、学長が別に定める額とする。

(免除等の額)

第10条 校則第18条又は専攻科規程第22条の規定による免除の額は、原則として、校則別表又は専攻科規程別表に規定する授業料(年額)の額の2分の1に相当する額の全額又は半額とする。

2 授業料の月割分納の額は、校則別表又は専攻科規程別表に規定する授業料(年額)の額の1/2分の1に相当する額とする。

(徴収猶予の期間等)

第11条 徴収猶予を許可した生徒等に係る授業料は、第1期については8月末日まで、第2期については2月末日まで、その徴収を猶予する。

2 月割分納を許可した生徒等に係る授業料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、休業期間中に月の末日がある場合の納付期限は、当該休業期間の開始する日の前日とする。

(休学の場合の授業料の免除)

第12条 校則第17条又は専攻科規程第21条に規定する休学を許可され、又は命ぜられた生徒等の授業料は、月割計算により、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日に当たるときは、その月)から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除するものとする。ただし、休学を許可され、又は命ぜられた日が授業料の当該期の納付期限経過後であり、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない生徒等の当該期の授業料については、免除しない。

(授業料の未納を理由として除籍した場合の免除)

第13条 授業料の未納を理由として除籍した場合は、当該生徒等に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(死亡又は行方不明による免除)

第14条 死亡又は行方不明のため除籍として取り扱う場合は、当該生徒等に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(徴収猶予又は月割分納中退学した場合の免除)

第15条 授業料の徴収猶予又は月割分納が許可されている生徒等に対し、その願い出により、退学を許可した場合は、月割計算により、退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。ただし、徴収猶予の期間満了と同日に退学を許可した場合は、その期の授業料の全額を徴収する。

(附属学校教育局細則への委任)

第16条 この附属学校教育局規程に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

附 則

この附属学校教育局規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.30附属学校教育局規程4号)

この附属学校教育局規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.9.11附属学校教育局規程6号)

この附属学校教育局規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平22.5.27附属学校教育局規程2号)

この附属学校教育局規程は、平成22年5月27日から施行し、改正後の筑波大学附属学校授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.12.16附属学校教育局規程5号)

この附属学校教育局規程は、平成23年12月16日から施行する。